

令和2年12月1日

## 令和2年7月豪雨により被災された個人型年金加入者及び中小事業主に対する掛金納付の特例措置終了のお知らせ

このたびの令和2年7月豪雨により被災された皆さまには、心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復旧を心よりお祈りいたします。

さて、今回の令和2年7月豪雨により被災された個人型確定拠出年金の加入者さま・中小事業主さまに対して、掛金納付の特例措置を設けておりましたが、後日まとめて掛金を納付できる期間の終了時期（災害その他やむを得ない理由のやんだ日から2ヶ月以内において国民年金基金連合会が別に定める日）を決定いたしましたのでお知らせします。

### 記

1. 別表に掲げる指定地域に住所のある個人型確定拠出年金の加入者さま・中小事業主さまについての特例措置の終了時期は、令和3年2月1日となります。
2. 今回の特例の対象となる掛金は、令和2年7月分掛金（令和2年8月26日引落分）から、令和2年12月分掛金（令和3年1月26日引落分）までとなります。

(照会先) 国民年金基金連合会  
確定拠出年金部  
TEL 0570-003-105

別表. (指定地域)

都道府県名	指定地域
熊本県	人吉市 球磨郡球磨村 球磨郡山江村 球磨郡相良村 球磨郡錦町 球磨郡あさぎり町 球磨郡多良木町 球磨郡湯前町 球磨郡水上村 球磨郡五木村 八代市坂本町 葦北郡芦北町